

まちのわだい



MY TOWN NEWS

5 26 城里町総合計画審議会を開催

城里町総合計画審議会の初会合が、コミュニティセンター城里において開催されました。2年間の任期とする同審議会の委員24名の委嘱を行い、会長に仲田不二雄委員(副町長)、副会長に櫻井昭次委員(町区長会会長)が選任されました。

総合計画審議会は町長の諮問機関であり、平成28年3月に策定された「第2次城里町総合計画」の後期基本計画の策定に向けて調査・審議を行います。



今後、後期基本計画素案に対してのパブリックコメントを実施し、8月中の計画策定に向け、活発な議論が行われます。

6 6 水戸法人会城里地区会・ホロルGが花の苗を寄贈

公益財団法人水戸法人会城里地区会(三橋芳一会長)とホロルG(森田宏二会長)から、約300株の色とりどりの花の苗が、各公民館に寄贈されました。

常北公民館では、会員の皆さまの手によって1本1本丁寧に植えていただきました。各公民館にお越しの際は、ぜひご鑑賞ください。



6 12 「ホタルの夕べ」を開催

小勝地区において、ななかいの里生産研究部会主催による「ホタルの夕べ」が開催されました。このイベントは、お米日本一コンテストで最優秀賞にも輝いたことのある、ななかいの里コシヒカリの認知度向上につなげようと、平成26年から行われています。

当日は、日本一のお米が育つ里山で、たくさんのホタルが乱舞する美しい光景に、多くの参加者が魅了されていました。



5 20 「初音」の収穫が行われました

国登録有形文化財「島家住宅」(上古内)敷地内の圃場において、「初音」の収穫が行われました。

平成26年度から古内茶生産組合が主体となり、水戸藩藩主 徳川光圀が愛飲し名付けたとされる「初音」の復活に取り組んでいます。

今回収穫を迎えた「初音」は、清音寺(下古内)に残る母木から採取・育成した苗木を、平成29年4月に定植したものです。



5 25 (株)かつら設計が町へ寄付

株式会社かつら設計(中村直樹 代表取締役社長)から、寄付金100万円が寄付されました。寄付金は、同社の新社屋移転記念に加え、長引く新型コロナウイルス感染症の早期終息を願い贈呈されたものです。寄付金は、感染症防止対策のため、有効に活用させていただきます。



▲写真右：中村國夫 取締役会長

春の叙勲／瑞宝単光章【消防功労】

森田主税さん(上坪)

森田さんは、昭和55年に桂村消防団に入団。平成26年からは城里町消防団団長を6年間務め、在任中は県消防協会や日本消防協会の役員を歴任されるなど、町の災害防ぎだけでなく、県全体の消防団発展に尽力されました。

森田さんは、「このたびの受章は、支えてくださった皆さまのおかげです。地域防災の一層の発展を願います。」と関係者への感謝の言葉を述べられました。



町内にお住まいの叙勲受章者の方で、広報紙へ掲載のご了解をいただける方は、下記までご連絡ください。

連絡先 まちづくり戦略課 ☎029-288-3111(内線203)

危険業務従事者叙勲／瑞宝単光章【消防功労】

軍司良一さん(小坂)

軍司さんは、昭和48年に水戸市消防本部に入庁。平成19年から平成22年までの3年間にわたり、城里出張所の初代所長を務められました。その後、退職される平成27年までの5年間にわたり、水戸市消防司令長として、消防本部の運営発展と地域住民の安心安全の確保に尽力されました。

現在は、七会町民センターの日直代行員として、ご活躍されています。

軍司さんは、「素晴らしい賞をいただけて大変光栄です。たくさんの方の温かいご指導、ご支援のおかげだと思っています。」と感謝の気持ちを話されました。



第71回 “社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。

強調月間 7月

組織 市町村を単位とする地区推進委員会が、関係機関・団体に参加を求め、推進します。

事業内容 内閣総理大臣メッセージ伝達、広報宣伝活動、啓発チラシ等の配布など

問合せ 福祉こども課 ☎029-288-3111(内線132)



▲6月1日(火)に保護司会会長から町長へ「内閣総理大臣メッセージ伝達」が行われました。

(左) 保護司会会長 富永 幸男さん
(右) 同 副会長 瀬谷 豊彦さん

オオキンケイギクを駆除しましょう

オオキンケイギクは北米原産の多年草で、草丈は30～70センチメートル、5～9月にかけて黄色のコスモスに似た花を咲かせます。

見た目はきれいな花ですが、定着すると在来の野草の生育場所を奪い、周囲の環境を一変させるため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、栽培や販売などが原則として禁止されています。

＜処分方法＞

種が飛散しないよう、根から引き抜いてください。抜き取った株はビニール袋に入れて密封し、燃えるごみとして処分してください。

問合せ 町民課 ☎029-288-3111(内線117)

